

地域計画

策定年月日	令和8年5月29日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	石川町 (07501)
地域名 (地域内農業集落名)	中谷地区 (谷沢集落、坂路集落、谷地集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	101 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	99 ha
② 田の面積	78 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	22 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	74.1 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区内の基盤整備予定地の農地については、一定の農地集積・集約化も可能であるが、農地集積の受け皿となる法人設立が急務となっている。また、資材高騰や米価が低迷している状況から農家の安定的な所得の確保は難しく、農業者の平均年齢は71歳と高齢化が進んでいる。このようなことから、今後の地域の農業を担う若い農業者の確保・育成や農業者の経営の安定化を図るため水稻以外の作目導入が課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

基盤整備対象地区の水稻については、段階的に今後、設立予定の法人や認定農業者等へ集積・集約化を進めるとともに、基盤整備対象外農地については、地区内外から農地の利用者の確保に努めるなど、地区全体の農地の効率的な利用を図る。また、所得の安定確保を図るための作目として、ニラや長ネギの栽培に取り組む予定である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸し付けを進めつつ担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0.8	%	将来の目標とする集積率
			74.2 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
認定農業者等への集積、集約化を進め、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
認定農業者等を中心に集積、集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域の農地を農地バンクに貸し付け、認定農業者等への経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。その際は、農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
地区内の3地区においては、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用による基盤整備を実施することとし、事業採択に向けて準備を進めている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
農業普及所や市町村、JAと連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ積極的に参加するなどして、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに栽培技術の支援や農地のあっせんなど相談から定着まで切れ目ない取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病害虫防除作業については、JAに委託することとし、また、田の畦畔の草刈り等については、状況に応じてJA法人やシルバー人材センターへの委託をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシの被害が拡大しないよう電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。併せて、捕獲人材の確保・育成を進める。②水稻の減農薬、減化学肥料栽培に取り組む。③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。④高収益作物を導入するため、畑地化を検討する。⑦条件不利農地については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用により保全・管理等を行う。⑧認定農業者等の経営状況を踏まえ、新たな農業施設の導入を検討する。⑨飼料作物(稲WCS)を畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、水稻栽培農家に供給する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 11 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集	A	水稻	0 ha	ha	水稻	70.5 ha	ha	A	
認農	B	菌床しいたけ	0.1 ha	ha	菌床しいたけ	0.7 ha	ha	B	
認農	C	肉用牛(肥育)	0.2 ha	ha	肉用牛(肥育)	3.2 ha	ha	C	
利用者	D	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	D	
利用者	E	水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	E	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		0.8 ha	0 ha		74.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	E	病虫害防除のための農薬散布	水稻
2	F	農地の耕耘、田の畦畔の草刈り	水稻
3	G	田の畦畔の草刈り	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。